

フランスのテロリズム対策

高山 直也

【目次】

I 2006年テロ対策法の目的と背景

- 1 テロの標的となってきたフランス
- 2 テロの性格の変化
- 3 ロンドン同時多発テロの教訓

II これまでのテロ対策

- 1 諜報活動
- 2 テロの定義
- 3 特別な司法手続き
- 4 刑の加重

III 2006年テロ対策法の内容

- 1 テロの未然防止対策
- 2 特別な司法手続きの適用
- 3 刑の加重

2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件がきっかけとなって、フランスでは2006年1月に「テロとの闘いに関する、並びに安全及び国境検査に関する諸規定に係る2006年1月23日の法律第2006-64号^(注1)」(以下「2006年テロ対策法」という。)が制定公布された。

本稿では、今回の法律の背景とその目的に触れ、これまでフランスがおこなってきたテロ対策について概観したのち、2006年テロ対策法の主な改正点を紹介する。

I 2006年テロ対策法の目的と背景

フランスは欧米諸国の中では早くからテロの標的にされてきた。したがってテロ対策、なかでもテロを防止するための諜報活動については経験やノウハウをもっている。しかし前出のロンドン同時多発テロ事件で、イギリスのビデオ

監視カメラが犯人の割出しと逮捕に大きな威力を発揮したことは、フランスを驚かせた。イギリスにくらべると、フランスのビデオ監視カメラは数や性能の面で劣るだけでなく、テロ対策に十分効果を発揮できるような体制になっていないということが、今回の法改正のひとつの大きな直接的動機^(注2)になっている。

もちろん理由はそれだけではない。2004年のスペインテロに続いてロンドンでもテロがおこったことでフランスも安全であるとはいえないこと、ロンドン同時多発テロ事件は9・11以降テロの性格が変化していることを改めて印象づけ、新しいテロに対応した対策を早急に講じる必要が感じられたことが、より根本的な理由として挙げられる。

1 テロの標的となってきたフランス

フランスは1970年代、80年代に親パレスチナ組織によるテロの標的にされた。1985-86年にはシリアやイランの指令を受けた「国家テロ」の攻撃を集中的に浴びているし、1995年からはイスラム原理主義のテロやこの運動と結びついたアルジェリアの武装イスラム集団(GIA)によるテロも経験している。また「直接行動(Action directe)」のような極左と結びついたテロや地方分離主義、例えばバスクやコルシカと結びついたテロもフランスで発生している^(注3)。

フランスはテロの標的になるたびに、新たなテロ対策を講じてきたが、その中でもフランスが重視してきたのは、テロを防止するための諜報活動である。

2006年テロ対策法は、その方向をさらに進めて、テロを予防するために「さらに上流にさか

のぼって」情報収集ができるよう、国家警察や国家憲兵隊（以下「憲兵隊」とする。）に新たな権限を付与する内容となっている。

2 テロの性格の変化

フランスがこれまで標的となってきたテロの性格は上述したように様々であるが、9・11以降のテロは、それまでの「古典的」テロとは明らかに性格が異なってきている。

新しいテロの性格を箇条書きで示すと、次のようなことになるであろう。

- ①ヒエラルキー構造をもったピラミッド型の組織ではなくなっている。
- ②したがって、ピラミッドの頂点にいる指導部から指令が出て、その指令が順々に下部の組織に伝えられて末端の細胞が犯行に及ぶというより、末端の各細胞は中央組織とは関係なくほとんど独立しているといえる。
- ③別のいい方をすると、テロ組織といっても、明確でリジッドな輪郭構造を備えたものというより、アトム化された不定形（amorphe）な細胞が、例えばイスラム過激主義の目的や考え方を共有しながらゆるやかなネットワークでつながっているといったほうがいい。
- ④国境を越えてつながっている。
- ⑤ハイパーテロ（大量破壊を伴うテロ）の性格をもつ。

国民議会報告書は、「このようなテロネットワーク組織の扱いにくいところは、こういう性格のものであればあるだけ一層その存在をつきとめるのが困難になり、いくつかの細胞を壊滅させることができたとしても、それは部分的な成功にしかならないということである」とのべている。

したがって同定が不可能で、時として「完全に統合された生活環境から現れる敵」との戦い

は「一般的継続的要請」となっており、それはもはや例外的捜査といったものではなく、「諜報機関や警察、司法の日常的仕事」に属する。そういう仕事に携わる人々にとっては、いかなる「小休止や小康状態の期間」もありえないものとなっている。

また同報告書は、ハイパーテロは21世紀のテロであって、最も現代的なコミュニケーションと交通手段を使っているとして、国際的な移動、特にEU内の移動が容易になったことやインターネットおよび携帯電話の使用によってテロの世界化がおきていると指摘している。新しいテクノロジーは、ジハードを呼びかけるサイトとつながることによって、「宣伝と訓練の手段」と化していると同時に、暗号やコード化された電子メール、IP電話等を用いることによって、おなじ細胞の異なったメンバー同士のコミュニケーション手段として使われているといっている。

3 ロンドン同時多発テロの教訓

ロンドン・テロが人々に与えた衝撃は、イギリス国籍をもち、ふつうの日常生活を送り、完全に統合されていると思われた国民の中からテロ犯人が現れたということである。

テロリストのネットワークは「眠っている細胞」に呼びかけて彼らを犯行に引き込もうとする。そしてそれらの細胞は、犯行がおこなわれてはじめて闇の中から明るみに姿を現すのである。

したがって眠っている細胞が起きないようにするためには、テロリストの動向に日常的に監視の目を光らせ、彼らの影響力が及ばないようにすることが必要だというのが2006年テロ対策法の考え方である。

II これまでのテロ対策

フランスのこれまでのテロ対策の取り組みを

まとめてみるとつぎのようになる。

- ①テロ犯罪を未然に防止する。
- ②テロを特別な犯罪と位置づける。
- ③テロ犯罪に対しては特別な司法手続きを適用する。
- ④テロ犯罪に対しては刑罰を加重する。

1 諜報活動

フランスがテロを未然に防止することを重視してきたことは上述したとおりだが、テロ犯罪の予防と抑圧の第一線となっているのは、内務省の国家警察総局に所属し、国内の諜報活動を担当している国土監視局（DST=Direction de la surveillance du territoire）と中央総合情報局（DCRG=Direction centrale des renseignements généraux、略してRGという）であり、捜査を担当する中央司法警察局のテロ対策課（DNAT=Division Nationale Anti-Terroriste）である。また国防省に所属する憲兵隊と対外安全総局（DGSE=Direction générale de la sécurité extérieure）もテロ対策にあたっている。

DNATと憲兵隊がどちらかといえば国内で発生するテロが専門であるのに対し、DSTとRGは、その反対にイスラム過激派によるテロ対策に重点をおいている。^(注9)

(1) 国土監視局（DST）

DSTは、スパイ活動と闘い、フランスの主権に属する領土に外国権力が介入するのを防ぐために、1944年に創設された。現在では国内の治安を守るために、安全にかかわる情報を収集し、脅威の推移を監視するのが基本的な任務となっている。^(注10)

DSTの任務は伝統的に次の3つである。①防諜、②対テロ、③経済的科学的財産の保護（この中には核・生物・化学・弾道兵器の拡散又は組織的重大犯罪対策も含まれる）。^(注11)

国の安全を脅かす活動を防止するというそれまでの国内諜報活動に加えて、1986年からDSTには司法警察としての権限も付与された。現在ではデリケートな捜査、特にイスラム過激主義のテロの分野において捜査活動をおこなうようになっている。^(注12)

(2) 中央総合情報局（RG）

RGが創設されたのは1907年である。現在は、諜報活動をおこなって政府に知らせるべき情報を中央に集めるのが仕事である。国の根幹的利益を守る仕事に従事し、国内の安全を守る任務に協力している。賭博場やレース競技を監視するのもRGの仕事である。^(注13)

RGの任務は、テロや民主主義と共和国の価値を攻撃するグループ又は個人との闘い、都市郊外で発生する暴力や地下経済、様々な密売との闘いに照準を合わせるようになっている。^(注14)

(3) 中央司法警察局テロ対策課（DNAT）

司法警察部門が捜査の対象とするのは主として重要犯罪・凶悪犯罪であり、DNATの任務はテロ活動を摘発し、抑圧することである。^(注15)

(4) 憲兵隊

憲兵隊は国防省に所属し、陸・海・空につぐ第4の軍隊として組織されている。軍内の憲兵業務のほか地方部における警察業務もおこなっている（都市部は国家警察が担当）。

その任務は犯罪捜査、暴動の鎮圧、海上の治安維持、テロ対策、政府庁舎等の警備、外国人に対する儀仗業務などである。^(注16)

テロ対策には国家憲兵隊治安介入部隊（GIGN=Groupement d'intervention de la Gendarmerie nationale）と呼ばれる特殊部隊があたっている。

(5) 対外安全総局（DGSE）

DGSE は国外の諜報活動が専門で、フランスの安全に係る情報の収集・分析と国外でのフランスに対する破壊活動の予防と摘発、国家利益のための機密作戦を実施している^(注17)。

2 テロの定義

フランスのテロ対策の基本法となっているのは、1986年9月に制定された「テロ対策及び国の安全の侵害に関する1986年9月9日の法律第86-1020号」(以下「1986年法」という。)である^(注18)。同法ではじめて「テロ犯罪」を想定した犯罪について規定し、それらの犯罪に対しては、特別な司法手続きや刑罰を適用することにしたわけであるが、このときはまだテロ犯罪を法定化するまでには至らなかった。

テロ犯罪の法定化がおこなわれたのは、1992年に刑法典と刑事訴訟法典(以下「刑訴法典」という。)が全面改正された際である。

刑法典では、テロ犯罪についてまず目的や意図を、「威嚇又は恐怖によって公の秩序に重大な混乱を生じさせることを目的とする個人的又は集団的企てと意図的に関連する犯罪行為」と規定した上で、それがどういう具体的行為となって現れたときにテロ犯罪を構成するかについて第421-1条以下で規定している。

テロ犯罪は近年ますます巧妙化しソフィスティケート化しているので、新たな形の犯罪が現れる度に法改正がおこなわれ、テロ犯罪の類型に加えられてきた。

現在テロ犯罪としては次のものがあげられている。

刑法典第421-1条

- 1 故意による生命侵害、人の完全性に対する侵害、拉致(enlèvement)、監禁(séquestration)、刑法典第2部「人に対する犯罪」に規定する航空機、船舶その他すべての輸送手段の奪取

- 2 盗取(vols)、恐喝(extorsions)、破壊(destructions)、毀損(dégradations)、毀棄(détériorations)、刑法典第3部「財産に対する犯罪」に規定する情報処理に関する犯罪
- 3 第431-13条～第431-17条に規定する戦闘集団及び解散を命じられる運動にかかわった犯罪、第434-6条(犯人隠匿)、第441-2条～第441-5条(文書偽造)に規定する犯罪
- 4 国防法典第L.2353-4条に規定する殺傷機械、殺傷兵器又は爆発物の製造又は所持
 - a 国防法典第L.2353-5条～第L.2353-8条に規定する爆発物の製造、販売、輸入又は輸出
 - b 国防法典第L.2353-13条に規定する爆発物又は爆発物の助けによって製造される機器の取得、所持、輸送又は不法携帯
 - c 国防法典第L.2339-2条、第L.2339-5条、第L.2339-8条、第L.2339-9条に規定する第1級及び第4級の武器又は弾薬(陸戦、海戦、空戦及び防衛のために用いられる武器・弾薬)の所持、携帯及び輸送
 - d 国防法典第L.2341-1条及び第L.2341-4条に規定する犯罪(微生物物質その他の生物物質及び生物的毒物の開発、製造、所持、貯蔵、取得又は譲渡)
 - e 国防法典第L.2342-57条～第L.2342-61条に規定する犯罪(化学兵器等の使用、その製造工場の建設又は利用、化学兵器の使用、開発、製造等を目的とする団体を指揮又は運営等)
- 5 上記1～4に規定する犯罪の隠匿
- 6 本法典第3部第2編第4章に規定するマネーロンダリング罪
- 7 金融財政法典第L.465-1条に規定するインサイダー取引

第421-2条

人若しくは動物の健康又は自然環境を危険にさらす性質を帯びた物質を大気中、地上、地下、食品若しくは食品化合物 (composants alimentaires) 又は水系 (eaux) 並びに領水 (celles <eaux> de la mer territoriale) に放出する行為は、おなじくテロ行為とする。

第421-2-1条

第421-1条から第421-2条までに定める、一又は複数の具体的事実によって特徴づけられるテロ行為の準備を目的に作られた団体又は合意された謀議への参加は、おなじくテロ行為とする。

第421-2-2条

本法典第2編に規定するテロ行為を行う目的のために、資金、有価証券若しくはなんらかの資産を使わせる意図のもとに、又はこれらの資金、有価証券若しくは資産の一部若しくは全部が同目的のために使われることを知りながら、これらの資金、有価証券若しくは資産を提供し、集め若しくは管理することによって、又はこの目的で助言を与えることによって、テロの企てに資金を提供する行為は、行為の結果いかんにかかわらず、おなじくテロ行為とする。

3 特別な司法手続き

フランスは、テロ犯罪は特別な犯罪であるとして、テロの実行者またはテロを企てた疑いのある者に対して、普通法とはちがった特別の司法手続きを適用することになっている。

したがってテロを防止するためにそのような特別措置を講ずることが、どこまで人の自由や人権を制限することを正当化する理由になりうるかということが常に問題となる。

(1) 訴追→予審→判決の集中化

通常の犯罪の場合は、犯行の場所や被疑者が逮捕された場所又は居住している地域を管轄する裁判所が事件を担当するが、1986年法の改正で、テロ犯罪の訴追、予審及び裁判については、パリの検事正、予審判事、軽罪裁判所及び重罪院が通常の管轄と競合して「管轄権を行使する」とした (刑訴法典第706-17条)。

そしてテロ事件の場合は、パリ以外の大審裁判所の検事正が、予審判事に対して、パリの予審判事に権限を行使させるため、事件の係属を解くように請求できるようにしたわけである (刑訴法典第706-18条)。

テロ事件に関する予審をパリの大審裁判所に集中化したことによって、それまでは管轄が分かれていたためになかなか中央に上がってこなかった貴重な情報が一元化され、検察官や予審裁判官がテロリストのネットワークの機能や推移について本当の知識を獲得することができるようになり、フランスがテロ対策で協力している外国の同職者やその他の担当と信頼関係を築くことができるようになったといわれる。^(注19)

(2) 留置期間の延長

司法警察職員は、捜査の必要のために、被疑者等を24時間まで警察署に留置することができる。また検事正の書面による許可により、留置をさらに24時間延長することができる (刑訴法典第63条)。

1986年法は、テロ犯罪に関して、「捜査又は予審の遂行に必要なときは」、上にのべた48時間の上にさらに48時間の再延長を認めた (刑訴法典第706-23条)。

この再延長は、検事正の請求に基づいて、警察留置の執行地を管轄する裁判所の長又はその委任を受けた裁判官が許可する。

(3) 夜間の捜索

予備捜査 (enquête préliminaire)^(注20) の段階で

おこなわれる捜索、住居への立ち入り及び証拠物の押収は、その処置を受ける者の明示の同意がなければおこなうことはできないが（刑訴法典第76条）、1986年法の改正で、テロ犯罪に関する捜査の遂行に必要な場合には、検事正の請求にもとづいて大審裁判所長またはその委任を受けた裁判官の許可によって、相手の同意をえないで家宅捜索・差押えをおこなうことができるようになった（刑訴法典第706-24条）。

さらにその後の改正で、テロ犯罪に関して現行犯捜査のため必要があるときは、刑訴法典第59条に定める時間外（6時以前及び21時以後）でも執行できるようになった。ただしこれには検事正の請求に基づいて大審裁判所長又はその委任を受けた裁判官が発する書面による許可が必要である（同第706-24条）。

また10年以上の拘禁刑に処せられるテロ犯罪に関する予審において、捜査及び検証のため緊急の必要があるときにも、刑訴法典第59条に定める時間外において捜索、立ち入り、差押えができる（同第706-24-1条）。

(4) 弁護士立会い

被留置者は、留置の始めから弁護士との接見を要求することができるが、刑法典第421-1条～第421-6条に規定するテロ犯罪に関しては、72時間後でなければ弁護士との接見は許されない（刑訴法典第63-4条）。

(5) 陪審員抜きの重罪院判決

通常は重罪院を構成するのは3人の職業裁判官と9人の陪審員であるが、1986年法で、テロ犯罪に関しては、7人の職業裁判官によって裁かれることになった（刑訴法典第706-25条1項に引用されている同第698-6条による）。

4 刑の加重

刑法典は、テロ犯罪に関しては、通常の犯罪

の場合に科せられる刑罰に加重するやり方をとっている。テロ犯罪者は主刑と補充刑によって処罰される。

(1) 主刑

まず主刑については以下のように規定している。

刑法典第421-3条

第421-1条に列挙する犯罪について科せられる自由剥奪刑は、つぎのように加重される。

- ①30年の懲役→無期懲役
- ②20年の懲役→30年の懲役
- ③15年の懲役→20年の懲役
- ④10年の拘禁刑→15年の懲役
- ⑤7年の拘禁刑→10年の拘禁刑
- ⑥5年の拘禁刑→7年の拘禁刑
- ⑦1年以上3年以下の拘禁刑→刑期は2倍

同条に定める重罪（①～④）及び10年の拘禁刑に処する軽罪に対しては、刑法典第132-23条第1項及び第2項に規定する保安期間を適用する。すなわち刑期の2分の1の期間（無期懲役については18年）中は「刑の停止若しくは分割、構外作業、外出許可、半自由又は仮釈放」に関する規定の適用を受けることができない。

第421-4条

第421-2条に定めるテロ行為は、20年の懲役及び35万ユーロ（1ユーロ137円として、約4795万円）の罰金に処する。テロ行為が人を死に至らしめた場合は、無期懲役及び75万ユーロ（約1億275万円）の罰金に処する。

保安期間の適用については、刑法典第421-3条とおなじである。

第421-2条に定めるテロ犯罪については、第421-3条で規定しているように、元になる犯罪があつて、それに科されうる刑に加重するという方法はとられていないが、それはこのテロ犯

罪が1992年の新刑法典ではじめて認められた犯罪類型であるためである。しかし当然ほかのテロ犯罪に見合った重い刑罰が科されているわけである。それは次の第421-2-1条及び第421-2-2条で規定しているテロ犯罪についてもおなじことがいえる。

第421-5条

第421-2-1条及び第421-2-2条に定めるテロ犯罪は、10年の拘禁刑及び22万5000ユーロの罰金に処する。

第421-2-1条に定める団体又は謀議を指揮又は組織した場合は、20年の懲役及び50万ユーロの罰金に処する。

第421-2-2条に定めるテロ犯罪を犯そうとした者も、既遂犯と同様に処罰する。

保安期間の適用については第421-3条とおなじである。

(2) 補充刑

補充刑については次のように規定している。

刑法典第422-3条

刑法典第2編に定めるテロ犯罪について有罪とされた自然人に対しては、以下の補充刑が科せられる。

- ①公民権並びに私法上及び家族法上の権利の停止。ただし停止期間の上限は、重罪の場合15年、軽罪の場合10年
- ②公務執行又は職業活動若しくは社会活動の禁止。ただし禁止期間の上限は、有期の場合10年
- ③滞在禁止。ただし禁止期間の上限は、重罪の場合15年、軽罪の場合10年

第422-4条

外国人のテロ犯罪者に対しては、10年以下の期間、フランス国内の滞在禁止を言い渡すこと

ができる。

第422-5条

法人に対しても、テロ行為について刑事責任があることを言い渡すことができ、つぎの刑を科する。

- ①第131-38条の態様による罰金
- ②第131-39条に規定する刑

第422-6条

テロ犯罪について有罪とされた自然人及び法人は、その財産の全部又は一部を、その性質及び動産不動産、分割不分割のいかんにかかわらず、没収の補充刑に処する。

第422-7条

没収された財産は、テロ犯罪及びその他の犯罪の犠牲者補償基金に充てられる。

Ⅲ 2006年テロ対策法の内容

2006年テロ対策法は、つぎの11章33か条から成る。

- 第1章 ビデオ監視カメラに関する規定
- 第2章 テロ行為に参加している疑いのある者の電話・電子交信に関するテクニカル・データの移動及び伝達の監督に関する規定
- 第3章 個人情報自動処理に関する規定
- 第4章 テロの抑圧及び刑の執行に関する規定
- 第5章 テロ行為の犠牲者に関する規定
- 第6章 フランス国籍の剥奪に関する規定
- 第7章 テレビ (audiovisuel) に関する規定
- 第8章 テロ活動の資金調達に対する闘いに関する規定
- 第9章 安全の私的活動及び空港の安全に関する規定
- 第10章 海外に関する規定

第11章 最終規定

以下では、これを「テロの未然防止対策」「特別な司法手続きの適用」「刑の加重」に大きく分けて、その主なものについて紹介する。

1 テロの未然防止対策

(1) ビデオ監視カメラ（第1条～第2条）

公道を写すビデオ監視カメラがフランスにはじめて導入されたのは、「安全に関する方針及び計画の1995年1月21日の法律第95-73号」^(注21)（以下「1995年安全計画法」という。）第10条によってである。そのときの設置目的は「公共の建物、施設及びその近辺（abords）の保護、国防に役立つ施設の防護、道路交通の規制、道路交通規則違反の確認又は特に攻撃若しくは盗取の危険に曝されている場所において人及び財産の安全への侵略の防止」であって、テロ対策はその目的の中には入っていなかった。公道を写すビデオ監視カメラを設置できるのは公権力に限られており、しかも今回の法改正の目玉であるモスク等の礼拝所などは設置の対象からは外れていた。

公権力以外の法人は公道を写すビデオ監視カメラを設置できないという以外にも、次のような厳しい条件が課せられていた。

- ①ビデオ監視カメラを設置するにあたっては、事前に裁判官が主宰する県の委員会の意見を聴いたあと、県にあっては知事、パリにあっては警視総監の許可を必要とする。
- ②向かいの建物のなかや特別な方法で入口を撮影することは禁止する。
- ③ビデオ監視カメラが設置されていることは「明確かつ恒常的な方法で」周知しなければならない。
- ④現行犯捜査又は予備捜査、司法捜査の場合を除き、記録は最大1か月以内に破棄しなければならない。
- ⑤すべての人に、記録にアクセスする権利が

認められる。

- ⑥これらの規則を守らなかった場合、刑罰に科せられる。

このような枠組みの中で、1995年以来30万台のビデオ監視カメラが設置されてきたが、そのうち公道を写しているのはわずか5%のみという。これに対してイギリスの場合は、ビデオ監視カメラの設置数は400万台で、2007年には2500万台になる見込みだ^(注22)という。

上述のように、現行のビデオ監視カメラにはいろいろな制約がある上に、ビデオ画像の質も悪く、裁判手続きの中でほとんど使い物にならず、テロ対策に適応しなくなっていると指摘^(注23)されている。

今回改正がおこなわれた主な点は、以下のとおりである。

(i) 設置目的にテロ防止を追加した

公権力は、今後は「テロ行為防止」目的のために、公共の建物等に公道を撮影するビデオ監視カメラを設置することができることになった。またモスク等の礼拝所や企業の本部、大百貨店のよう、「特にテロの標的になる恐れのある」場所や施設にも公道を撮影するビデオ監視カメラを設置できるようになった。

(ii) 私法人も公道を写すことができるようにした

「テロの標的になる恐れのある場所」では、公権力以外の法人に対しても、公道を写すビデオ監視カメラを設置できるようにした。ただし私法人の場合は、公共の建物等とちがって、その建物及び施設の「直近の近辺（abords immédiats）」を保護するためという限定がついている。

(iii) ビデオ監視カメラの暫定設置を認めた

「緊急性及びテロ行為の危険に特別に曝され

ていることがそれを要請するときは」、知事は事前に県の委員会の意見を聴かないで、ビデオ監視カメラの設置を認める決定を下すことができることにした。

暫定措置が認められるのは4か月間で、そのビデオ監視カメラを4か月を超えて存続させたいときは、知事は通常の手続きに従って委員会の意見を聴かなければならない。

(iv) ビデオ監視カメラを義務付けた

国防法典第L.1332-1条及び第L.1332-2条で規定する「極めて重要な施設」に対してビデオ監視カメラの設置を義務付けた。前出の議会報告書によれば、国防法典でいう「極めて重要な施設」とは、特にエネルギー、通信、情報、運輸、公衆衛生サービス分野の基盤的インフラストラクチャー又は環境の分野で特別な危険を抱えるダムや原子力発電所、そしていわゆるセベコ欧州指令^(注24)で指定されている火災や爆発、有害物質排出の危険性をもった施設をいう。

また「国内交通機関に関する方針の1982年12月30日の法律」^(注25)で規定している公共輸送会社及びそのインフラストラクチャー、すなわち旅客輸送鉄道、郊外の旅客輸送手段、非郊外の旅客輸送道路、飛行機、定期輸送船、国際線に乗り入れている航空会社が対象になっている。

(v) 国家警察および憲兵隊が撮影画像にアクセスできるようにした

ビデオ監視カメラの設置を許可する際に、国家警察と憲兵隊のテロ対策担当のうち「個別に任命され、正規に授権された警察職員 (agents individuellement désignés et dûment habilités)」に画像と記録を伝達すべきことを命ずることができる。その際、画像の伝達又は記録のアクセス方法や画像の保存期間(刑事事件手続きの必要のために保存する必要性を損なうことなく、この伝達又はアクセスから最大1

か月の範囲で)について明記する。またすでに設置してあるビデオ監視カメラについても、県知事はいつでも委員会の意見を聴いたあとで、同様の条件で国家警察職員又は憲兵隊員に対し、画像と記録にアクセスする許可を与えることができる。

(vi) ビデオ監視カメラの質を高めることを義務付けた

1995年安全計画法で設置されたビデオ監視カメラは、適用規則のアレテ(省令)が公表されてから2年後にはアレテの基準を満たさなければならない。

(vii) 保証措置を追加した

現行法はビデオ監視カメラの設置期間を無期限に認めているが、今回の改正では5年の許可期限を設けている。更新するには新たな許可がある。

県の委員会には新たな権限が付与され、ビデオ監視カメラが許可の条件に合っているかどうか、いつでも検査することができるようになった。変則的な使われ方をしていたり、許可の条件に従っていないことを確認したときは、必要があれば、改善意見を述べ、ビデオ監視カメラの使用中止を勧告することができる。

(2) 国際列車の中での身分証等の確認(第3条)

1990年6月19日に調印されたシェンゲン実施条約によって国境での検問は廃止され、EU国民はEU圏内を自由に移動できるようになったが、フランスの刑訴法第78-2条は、「国境線から国内に向かい20キロメートル以内の地域」においては、「司法警察員 (officiers de police judiciaire) 並びにその指揮と責任のもとに司法警察職員 (agents de police judiciaire) 及び司法警察職員補 (agents de police judiciaire adjoints)」がすべての者の身分証明書等の検査

をおこなうことを認めている。

今回の改正では、この検査が国際線に接続する列車においておこなわれるときは、さらに国境と国境線から20キロメートルを超えたところに位置する最初の駅との区間においておこなうことができることにした。また国際線に接続する列車で、特別な列車区間においては、この停車駅と次の50キロメートル以内に位置する駅との間においても検査をおこなうことができることにした。

(3) インターネット等の交信記録の保存と伝達
(第5～6条)

(i) 交信記録の保存を義務付けられる者の範囲を拡大した

郵便電子通信法典は第L34-1条のIで、「電子通信接続業者 (opérateurs de communications électroniques)、特に通信回線により通信サービスへのアクセスを一般公衆に提供する活動をおこなっている者」に対し、すべての交信記録 (données relative au trafic) を消去又は匿名化することを義務付けている。ただし「刑事犯罪の捜査、確認及び公訴の必要」のため、司法当局だけにそれらの情報の使用を認めるという条件で、データの消去猶予期限を最大1年間延長することができるとしている。

ここで電子通信接続業者として想定されているのは、主として固定若しくは移動の電話会社及びインターネット・プロバイダーである。

ところがテロリストたちは自分の身元がすぐに割れるような機器は使わないので、現行規定はテロ対策に役立たないというのである。そこで今回の改正では、対象を「主たる又は副次的職業活動 (無償を含む) によって、一般公衆に対し、ネットワークにアクセスする端末によって通信回線による通信を可能にする接続を提供する者」(同法典第L34-1条のIに第2項として加える) と規定することによって、インター

ネット・カフェやWi-Fi接続業者^(注26)、レストラン、ホテル、空港等にまで対象を広げた。

(ii) 行政警察が交信記録にアクセスする権限を認めた

前述したように、司法手続きの枠内であれば、交信記録の消去または匿名化の猶予期限を最大1年間延長できることになっている。しかしテロがおこってから捜査のために交信記録を利用するのではおそすぎるとして、今回の改正ではもっと「上流にさかのぼって」、テロが実行に移される前の段階でそういう謀議がおこなわれていることを把握するために交信記録を利用しようというのである。

そこで今回の改正では、国家警察と憲兵隊に対し、「テロ行為を未然に防止」するため、電子通信業者等から交信記録のデータの伝達を要求する権限を与えている。ただしそれができるのは、「特別にテロ対策の任務を与えられた」国家警察及び憲兵隊の担当のうち「個別に任命され、正規に授権された警察職員」に限られる。

○ アクセスできるデータ

権限を与えられた警察職員が要求できる交信記録データは、盗聴の場合とちがって交信記録の内容そのものではなく、「電子通信サービスへの加入又は接続の番号の同定に関するテクニカルなデータ、特定の人物の加入又は接続の番号のすべての明細目録、利用された端末機器の位置に関するデータ、並びに受信先又は送信先番号のリスト、通信の時間及び日時に係る、加入者の通信に関するテクニカルなデータ」に限定される。

○ 費用の補償

電子通信接続業者がこれらの要求に応ずるために要した追加費用は金銭補償の対象となる。

○ 全国治安盗聴管理委員会 (CNCIS= Commission nationale de contrôle des interceptions

de sécurité) による監督

国家警察等の担当者の要求には理由が示されていないかなければならない。それを承認するかどうかの決定は、内相直属の担当官 (personnalité qualifiée) がおこなう。この担当官は、内相の提案にもとづいて CNCIS が任命する。任期は3年で、更新も可能である。この担当官は、毎年 CNCIS に活動報告を提出する。

CNCIS は、交信記録データの伝達の方法について、いつでも検査することができる。本条で規定している規則への違反や、権利又は自由への侵害を確認したときは、内相に勧告をおこなう。内相は15日以内に改善措置を講じなければならない。

○ 適用細則はデクレ (政令) で定める

本条の適用細則は、「情報処理および自由に関する全国委員会 (CNIL=Commission nationale de l'informatique et des libertés)」と CNCIS の意見を聴いたのちに、コンセイユ・^(注27)データの議を経るデクレで定める。そこでは特に交信記録伝達の要求とそのあとの手続き、伝達するデータの条件や保存期間について規定されることになる。

CNIL は、2005年10月10日^(注28)の意見において、対象となる自然人又は法人のカテゴリーを明確化することを望んだ。例えば大学や図書館、市役所がインターネットへのアクセスを提供しているような場合、その活動につきまとうあいまいさを取り除くためである。この提案は取り上げられなかったが、被用者や公務員にインターネットへのアクセスを提供している企業や行政は、2006年テロ対策法第6条の保存義務の対象外とされている。

(4) 交通運輸会社による乗客記録の保存 (第7条)

1990年のシェンゲン実施条約により EU 内の

移動が自由になったことに伴って、不法移民を取り締まるために、1991年8月29日の内相アレテによって越境者国内ファイル (FNT=fichier national transfrontière) が創設された。このファイルは、姓 (旧姓) 名、生年月日、国籍、出発及び到着空港のデータが記載されている出入国カードをファイルに追加していつているが、手動式のため分析等の役に立たないといわれている。

今回の改正では、FNT を自動処理化するとともに、パスポートや身分証明書、ビザの MRZ (機械読み取り部分) 情報も機械で読み取って FNT に追加入力することになっている。また「旅客情報を伝達する輸送業者の義務に関する2004年4月29日の EU 理事会指令2004/82/CE」^(注29)によって航空会社に伝達が義務付けられている事前旅客情報のほかに予約記録も提供させることにしている。そして旅客情報の伝達義務を航空会社だけでなく船舶・鉄道会社にも広げている。

今回の改正点は以下のとおりである。

(i) 国境の監視を改善し、不法移民を取り締まるため、国際線で EU 以外の国と EU 諸国の間を行き来する旅行者の以下に掲げるような個人情報^(注30)を自動データ処理する権限を内相に付与した。ただし「情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号」^(注31)(以下「情報処理及び自由法」という。)第8条の I に規定するデータは除く。

- ①航空会社の乗客の出入国カードに記載されているデータ
- ②航空・船舶・鉄道会社の乗客が所持している旅券、国民身分証明書、ビザの光学読み取りテープから採集したデータ
- ③航空・船舶・鉄道会社の事前旅客情報及び予約記録

(ii) 不法移民対策とおなじ条件で、テロ対策目

的のためにデータ処理することを認めた。

(iii) このファイルにアクセスできる者を、以下のうち「個別に任命され、正規に授権された者」に限定した。

- ①特別に不法移民対策及びテロ対策の任務を与えられている国家警察及び憲兵隊の担当
- ②国際線の安全をはかる任務を与えられている国家警察及び憲兵隊並びに税関の担当

(iv) (i)のデータ処理は、捜索者ファイル (FPR=fichier des personnes recherchées) 及びシェンゲン情報システム (système d'information Schengen) と相互接続することができるようにした。

(v) 上述したデータ処理を実施するため、航空会社は、前出の EU 理事会指令2004/82/CE 第3条の2に列挙している(i)③のデータを収集し、内務省の担当者に伝達する義務を負う。

(vi) これらの義務は船舶・鉄道会社にも適用する。

(vii) (i)③のデータの伝達方法については、CNIL の意見を聴いたのちに、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

(viii) これらの義務に違反した場合は、航空・船舶・鉄道会社の一便ごとに最高5万ユーロの罰金に処する。

(ix) 航空・船舶・鉄道会社は、情報処理及び自由法の規定にしたがって、(i)③にもとづいてデータ処理がおこなわれた本人には知らせる義務を負う。

CNIL は、前出の2005年10月10日の見解にお

いて、ここで考えられているデータ処理は商業目的で集められたデータにもとづいており、人の移動の自由とプライバシーが侵害される危険性や本人が知らないうちに身元を管理される危険性があることを強調した。そしてそのような措置を永続させないような手立てを講ずることと特定の目的地に向かう旅行者のデータに限定することを要求したが、これも法案に生かされるどころとはならなかった。

(5) 盗難車の自動監視カメラ (第8条)

「国内の安全に関する2003年3月18日の法律第2003-239号^(注32)」(以下「2003年国内安全法」という。)第26条は、国家警察と憲兵隊が車のナンバープレートを監視するために固定又は移動監視カメラを設置することを認めていた。それは盗難車ファイル (FVV=fichier des véhicules volés) とつき合わせるためである。

今回の改正では、盗難車の取り締まりのためだけでなく、「テロの未然防止又は抑圧及びそれに付随する犯罪の確認」、「刑事犯罪又は組織犯罪と結びついた犯罪の確認」が目的に加わった。また国家警察及び憲兵隊に加えて、税関にも監視カメラの設置を認めている。

これまで監視カメラは車のナンバープレートを写すだけだったが、今回の改正では、車に乗っている人間を撮影することも認めている。採取された記録は自動処理化され、最大8日間保存される。調査の結果、問題の車がFVVに登録されている車と一致することがわかったときは、それらの情報(ナンバープレートや写真)は追加調査のために最大1か月間保存される。

そして「特別にテロ対策の任務を与えられた」国家警察及び憲兵隊の担当のうち「個別に任命され、正規に授権された警察職員」に対し、「テロ行為の未然防止又は抑圧及びそれに付随する犯罪の確認」を容易にするするために、これらの自動処理されたデータにアクセスする権限を

与えた。

CNIL は、前出の2005年10月10日の意見において、これらの措置は人の移動の自由の原則を侵害するだけでなく、あげられている目的に比してバランスを失っており、人々が知らないうちに身元を管理されることにつながるという見解を政府に示した。しかし政府はこの意見を取り上げず、憲法評議会もプライバシーの尊重と公の秩序の保護との間には調整の確保がおこなわれており、「明らかにバランスを欠いている^(注33)とはいえない」として合憲判断を下した。

(6) 行政ファイルへのアクセス（第9条～第10条）

テロの防止または抑圧のため、「特別にテロ対策の任務を与えられた」国家警察及び憲兵隊の担当のうち「個別に任命され、正規に授権された警察職員」は、情報処理及び自由法で規定している条件の範囲で、内務省がもっている以下のファイルにアクセスできるようにした。

また国防省の諜報活動に当たっている警察職員で、内相及び国防相のアレテによって「個別に任命され、正規に授権された者」も、以下の情報にアクセスできるようにした。

- ①自動車登録国内ファイル (fichier national des immatriculations)
- ②運転免許証国内管理システム (système national de gestion des permis de conduire)
- ③国民身分証明書管理システム (système de gestion des cartes nationaux d'identité)
- ④パスポート管理システム (système de gestion des passeports)
- ⑤フランス滞在外国人の証明書管理情報システム (système de gestion des dossier des ressortissants)
- ⑥外国人入国滞在及び庇護権法典第 L.611-3

号～L.611-5号に規定する個人情報

これは EU 構成国、欧州経済地域協定加盟国又はスイス連邦の国民でない外国人滞在者のデジタル指紋と写真のデータベースである。

フランス領土外への追放の対象者又は第三国からシェンゲン条約加盟国へ入国の際の検査で、同条約第5条又は外国人入国滞在及び庇護権法典第 L.211-1 条に定める入国の条件を満たしていない不法滞在者に関する個人情報が含まれている。

⑦外国人入国滞在及び庇護権法典第 L.611-6号に規定する個人情報

ビザ請求者のデジタル指紋と写真の自動処理化は、「移民の統制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する2003年11月26日の法律第2003-1119号^(注34)」第12条で認められている。

現在7つの領事館だけが、2004年11月25日のデクレ第2004-1266号^(注35)によって試行的にバイオメトリクス・データを収集している。

(7) 衛星テレビの規制（第22条）

通信の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号^(注36)（以下「通信の自由法」という。）によって、テレビ・ラジオ等の放送業者は、視聴覚最高評議会（CSA=Conseil supérieur de l'audiovisuel）の認可を受け、免許証の交付の際に合意した協定の取り決めに従わなければならない。放送業者が協定の義務に違反した場合は、CSA の制裁を受ける。

しかし同法第33-1条は、CSA から割り当てられた周波数を使っていないラジオ・テレビの場合、年間予算が7万5000ユーロ以下のラジオと15万ユーロ以下のテレビ業者に関しては、CSA に事前に通告するだけでよいことにしている。

そのために CSA の監督に服さない一部衛星放送等の業者が、イスラム過激主義の思想を宣伝する番組を放送する事態が生じている。

今回の改正は、そういうことが野放し状態になっているのを改め、イスラム過激主義の影響を排除しようとするものである。

CSA から周波数の割当を受けておらず、協定を交わしていないテレビ放送業者であっても、通信の自由法第43-4条及び第43-5条によってフランスの管轄にあると判断される場合は、同法に基づく義務に従い、CSA の監督に服することとした。

CSA は、テレビ・ラジオ等の放送業者に対して法律・規則が課している義務や、通信の自由法第1条及び第3-1条で規定している原則を尊重するよう命ずることができる（第42条）。

放送業者が CSA の命令に従わなかったときは、CSA は違反行為の重大性を考慮して、次の制裁事項のうちのいずれかを言い渡すことができる（第42-1条）。

- 1 制作 (édition) 並びに放送サービス又は番組の一部の「送信 (diffusion) (今回加わった)」又は配信 (distribution) の最大一か月間の停止
- 2 許可又は協定の期間を一年間を上限として短縮
- 3 制作 (édition) 並びに放送サービス又は番組の一部の「送信 (diffusion) (今回加わった)」又は配信 (distribution) の停止に加えて、事情に応じて罰金を併科
- 4 許可の取り消し又は協定の一方的解除

(8) テロリストの資産凍結 (第23条)

9・11テロ事件のあとすぐに採択されたテロリストの資産凍結を求める国連安保理決議第1373号 (2001) と第1390号 (2002) を受けて、EU でも次の3つの法的手段を採択した。

- ①テロ対策に関する2001年12月27日の理事会

の共通の立場 (2001/930/PESC)

- ②テロ対策のための特別措置の適用に関する2001年12月27日の理事会の共通の立場 (2001/931/PESC)

- ③テロ対策の枠組みにおける特定の人及び団体に対する特別の制限措置の採択に関する2001年12月27日の理事会規則2580/2001号^(注37)

理事会規則は「理事会の共通の立場 (position commune du Conseil)」とちがって法的強制力を持ち、直接適用されるが、③の資産の凍結に関する規則は EU 居住者に適用することを想定したのではなく、現行のフランスの法律もこの穴を埋めるようになっていない。

そういうわけで EU の居住者に対してフランスの行政機関が資産の凍結をおこなうことができる条項を金融財政法典に導入するのが今回の法改正の目的である。

金融財政法典第5部第6編のタイトルを「資産のマネーロンダリング及びテロ活動の資金調達に対する闘いに関する義務」から「テロ活動のマネーロンダリング及び資金調達に対する闘いに関する義務」に改め、第4章の条項を第5章に移して、第4章は「資産のマネーロンダリング及びテロ活動の資金調達に対する闘いに関する規定」として、第 L.564-1条～第 L.564-6条を新設している。

第 L.564-1 条

凍結又は禁止措置の適用を義務付けられる金融機関等について規定する。またこの第4章の適用を受ける「資金、金融手段及び経済資源」とは「所有権又は資産の利子を示す、有形又は無形の、動産又は不動産の、いかなる手段で獲得されたものであれ、あらゆる種類の資産、並びにいかなる形態であれ、合法的書類又は手段であって、電子又はデジタル形態のものを含む」と定義している。具体的には、「特に銀行貸出、トラベラーズチェック、銀行券、為替、株、証

券、債券、手形、信用状を含む」と例示している。

第 L.564-2 条

経済担当相は、EU 理事会規則2580/2001号第1条4項に規定する「テロ行為を行い、又は行うことを試みた自然人又は法人」及びテロ行為を手助けし、又はそれに参加した自然人又は法人、並びにこれらの自然人が所有し、EU 理事会規則2580/2001号第1条5項及び6項の意味でこれらの自然人が直接又は間接に支配している法人に属し、かつ第 L.564-1 条で規定している金融機関等で保持している「資金、金融手段及び経済資源」のすべて又は一部を6か月の間（更新可）凍結できるとしている。

同相はまた、テロリストやテロ団体を利する「資金、金融手段及び経済資源」のあらゆる「移動又は移転」を6か月の間（更新可）禁止できるとしている。

第 L.564-3 条

この凍結及び禁止措置はすべての共同所有者にも及ぶとしている。

この措置は、あらゆる債権者に対して、たとえその債権がこの決定の公布以前に生じたものであっても、対抗しうる。

「移動又は移転」の禁止措置は、その決定が公布される前においてもおこなうことができる。

第 L.564-4 条

資産凍結等の措置の対象となる者を特定することが目的である場合は、「銀行の又は職業上の秘密は」、凍結又は禁止措置の適用を義務付けられる金融機関等と凍結又は移動若しくは移転禁止措置を所掌する国の担当官との間で情報のやり取りをすることへの障害にはならない。ただしこれらの情報はこの目的以外には使用してはならない。

第 L.564-5 条

金融機関が凍結措置等をとったことによって生じる損害に対しては国が責任をもつ。またこれらの金融機関等に対してはいかなる職業的制裁も加えることはできない。

第 L.564-6 条

凍結及び移動若しくは移転禁止措置を適用する具体的条件はコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

2 特別な司法手続きの適用

(1) パリの行刑裁判官に全国的行刑裁判管轄権を付与（第14条）

1986年法以来テロ犯罪に対しては、公訴から予審、判決までをパリの大審裁判所、軽罪裁判所、重罪院が一括しておこなってきたということは先述したとおりだが、刑が確定して全国の刑務所にテロ犯人の身柄が預けられてしまうと、あとはそれぞれの管轄の裁判所の行刑裁判官に任されてしまう。したがって全国的に行刑措置の不均衡が生じているだけでなく、テロ犯罪で拘置されていることがわかっているのに、テロ実行犯が10年の刑期のところを減刑されて8年くらいで社会に出てくるということがおこっている。^(注38)

つまりテロ犯罪に対して特別な司法手続きが適用されているのは「刑務所の門まで」で、それから先は普通法が適用されているのは、首尾一貫性を欠いているというのである。^(注39)

今回の改正では、刑訴法第712-10条の適用除外として、テロ犯罪で有罪判決を受けた者に対して刑の執行について決定する権限は、受刑者の拘留地又は居住地にかかわらず、パリ大審裁判所の行刑裁判官（JAP=Juge de l'application des peines）、パリ行刑裁判所（TAP=tribunal de l'application des peines）及びパリ控訴院の行刑部（chambre de l'application）だけがもつ

とした。

ただしこれらの決定は、第712-10条の適用により権限を有する行刑裁判官の意見を聴いたあとにおこなうことになっている。

(2) 留置期限の再延長 (第17条)

テロ行為を疑うにたる理由のある者に対しては留置期間を4日まで再延長できる(普通法のばあい2日まで)ということはすでにのべたとおりだが、今回の改正では「捜査若しくは留置そのものの初期情報からフランス若しくは外国においてテロ行為が緊急に起こる重大な危険性が存在することがわかったとき、又は国際協力の必要性が絶対的にそれを要請するとき」という条件で、釈放・勾留裁判官(juge des libertés et de la détention)は例外的に留置をさらに24時間延長できることにした。一度だけ更新できる。

2日から4日までの再延長は、検事正の請求に基づいて、警察留置の執行地を管轄する裁判所の長又はその委任を受けた裁判官が許可することとされていたが、今回の改正により認められた4日から6日までの再々延長については、釈放・勾留裁判官だけが決定できるとしている。

3 刑の加重

(1) テロ団体又は謀議の参加者に対する刑の加重 (第11条)

刑法典第421-2-1条は「第421-1条から第421-2条までに定めるテロ行為の準備の目的のために作られた団体又は合意された謀議」への参加はテロ行為とすると規定しており、それらの団体や謀議のメンバーは10年の拘禁刑及び22万5000ユーロの罰金が科せられることになっている(主導者は20年の懲役及び50万ユーロの罰金)。

今回の改正では、そのような団体又は謀議のメンバーや参加者に対する刑をさらに加重して

いる。すなわちテロ団体又は謀議が次にあげる準備を目的としているときには、20年の懲役及び35万ユーロの罰金を科するとしている(第421-5条のあとに第421-6条として加える)。

①第421-1条1に定める人への侵害を目的とする犯罪

②第421-1条2に定める爆発又は火災誘引物質による破壊を目的とする犯罪で、死者を生じさせる可能性のある時と場所の状況においておこなわれるとき

③第421-2条に定める行為で、死者を出す可能性があるとき

そしてこのような団体又は謀議の主導者は30年の懲役及び50万ユーロの罰金に処するとしている。

また第132-2条1～2項の保安処分が適用される。

(2) 国籍剥奪 (第21条)

民法典第25条は、コンセイユ・デタの議を経るデクレによって「フランス国籍を取得した者」からフランス国籍を剥奪できる場合について次のように規定している。ただし対象者がその結果として無国籍者となる場合は、この手続きは適用できないことになっているので、事実上、二重国籍を認めている国の出身者に限られる。

①国の根幹的利益(intérêts fondamentaux)への侵害を構成する犯罪とされる行為又はテロ行為を構成する犯罪によって有罪判決を受けたとき。

②刑法典第4部第3編第2章で規定し、かつ抑圧すべき犯罪(公務員による公共行政への侵害)とされる行為によって有罪判決を受けたとき。

③国民役務法典に基づく義務を免れたことによって有罪判決を受けたとき。

④外国を利するために、フランス人の資格と相容れず、かつフランスの利益に害を与え

る行為に身を投じたとき。

民法典第25-1条では、フランス国籍を剥奪できるのは、第25条で規定する犯罪事実が「フランス国籍を取得する以前又はそれを取得した日から10年以内」に生じている場合に限られ、「それらの犯罪行為がおこなわれたときから10年以内」でなければ国籍を剥奪してはならないと定めている。

今回の改正では、犯罪事実が上記①に規定するものであるときは、25-1条の2つの条件にある10年を15年に引き上げた。

2006年テロ対策法は、第3条（国際列車の中での身分証等の確認）、第6条（通信記録の保存と伝達）、第9条（行政ファイルへのアクセス）については、2008年12月31日までの時限措置としている（第32条）。

以上見てきたように、2006年テロ対策法は、フランスがこれまで重視してきたテロの未然防止の方向をさらに進めて、「上流にさかのぼって」テロリストの動向に監視の目を光らせることに重点をおいている。

そのために司法の犯罪捜査の枠ではなく、公秩序や安全を守るために、行政警察に対して個人データにアクセスする権限を認めたわけである。

これに対してはCNILから個人の自由やプライバシー保護の観点から意見が出されたが、アクセスする権利を「個別に任命され、正規に授権された警察職員」に限るというようにその意見が取り入れられたものもあるが、法案に生かされなかったものもある。憲法評議会も、判断を求められた第6条（通信記録の保存と伝達）と第8条（盗難車の自動監視カメラ）に関して、公秩序や安全の保護という公益と営業の自由や移動の自由、プライバシーの保護との間に調整の確保がおこなわれており、「明らかにバランスを欠いているとはいえない」という判断を示

したことも先述したとおりである。

しかし第6条が、行政警察の情報収集の目的として、テロの未然防止だけでなく、その抑圧をもあげていた点については、犯罪の抑圧は司法警察の権限に属しており、司法権力の指揮または監視の外にある行政警察にこれを認めることは権力分離の原則を定めた憲法に違反するという判断を下した。

イスラム過激主義の影響の排除ということでは、これまでCSAの監督に服していなかった一部の衛星放送に対して規制できるようにしたことはすでに見たとおりであるが、政府は、過激なイスラム思想を宣伝し、若者をそそのかすイمام（イスラム指導者）に対しては、国外強制退去させるための条件を緩和する法改正をすでにおこなっている。^(注40)

先述した議会報告書は、新しいテロは冷戦期のテロとちがって、できるだけ大量の犠牲者を出すこと自体が目的であって、政府に圧力をかけて自分たちの政治的要求を満たすことが目的なわけではない。したがって国際的テロから自分たちを守るためには、彼らの要求を満足させればよいと考えるのはナイーブすぎるといっている。^(注41)

ここには、西欧の価値観や制度は絶対的なものであって、西欧の政治行動を批判したり、ましてその主張をテロで訴えたりするのは西欧の価値観や制度そのものを否定しようとするものであり、そういう行動は許されないだけでなく、まったく目的のない行動だという独善的な考え方が潜んでいるように思われる。

テロそのものは憎むべきものだとしても、彼らが場合によっては自分の命を捨ててまで訴えようとしていることに対し、そのような考え方や感じ方しかできない限り、対立は永遠にならないうし、議会報告書が自分でも認めているように、いくつかの細胞を壊滅させることができたとしても、それは部分的な成功に

しかならないのである。

またテロリストの動向を日常的に監視し、イスラム過激主義の影響力をいかに排除しようとしても、それは結局は対症療法でしかない。「眠っている細胞」が起きないようにするためには、そういう細胞が起きないように社会環境を作ることがより根本的なことであるとする、そこから先は政治あるいは社会政策の領域ということになるであろう。

注

* インターネット情報はすべて2005年5月31日現在である。

- (1) Loi no 2006-64 du 23 janvier 2006 relative à la lutte contre le terrorisme et portant dispositions diverses relatives à la sécurité et aux contrôles frontaliers. *J.O.*, 2006.1.24.
- (2) Terrorisme : le gouvernement parie sur la vidéosurveillance. *Le Figaro*, 2005.7.27.
- (3) *AN Rapport*, no 2681 (2005.11.6), p.6. 国民議会ホームページ<http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/terrorisme_securite_controles.asp>に掲載。頁数は電子版のそれをあらわす。
- (4) *Ibid*, p.54.
- (5) *Ibid*, p.14.
- (6) *Ibid*, p.15.
- (7) *Ibid*, p.15.
- (8) *Ibid*, p.54.
- (9) *Sénat Rapport (2005-2006)*, no 117 (2005.12.6), <C. Un dispositif policier renforcé et mieux coordonné>, p.2. 元老院ホームページ<<http://www.senat.fr/rap/105-117/105-117.html>>に掲載。頁数は電子版のそれをあらわす。
- (10) 1982年12月22日のデクレ (Décret no 82-1100 du 22 décembre 1982 fixant les attributions de la direction de la surveillance du territoire) で、「フランス領土において、外国権力によって扇動、企画又は支援され、かつ国の安全を脅かすような活動に対

して調査し防止する権限、より一般的にはこれらの活動とたたかう権限」を与えられた。

- (11) 内務省ホームページ「La police nationale. La direction de la surveillance du territoire」<http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/c/c3_police_nationale/c335_dst/index_html>
- (12) 前掲注(3), p.8.
- (13) 内務省ホームページ「La police nationale. La direction centrale des renseignements généraux」<http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/c/c3_police_nationale/c337_dcrj/index_html>
- (14) 前掲注(3), p.8.
- (15) 内務省ホームページ「La police nationale. Le terrorisme」<http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/c/c3_police_nationale/c332_dcpj/Le_terrorisme_et_les_trafics_d_armes>
- (16) フリー百科事典「ウィキペディア (Wikipedia)」ホームページ<<http://ja.wikipedia.org/wiki>>
- (17) *Ibid*.
- (18) Loi no 86-1020 du 9 septembre 1986 relative à la lutte contre le terrorisme et aux atteintes à la sûreté de l'Etat. *JO*, 1986.9.10, pp. 10956-58.
- (19) 前掲注(3), p.9.
- (20) 予審の開始前に、警察または憲兵隊が、職権でまたは検察官の請求によりおこなう捜査。(『フランス法律用語辞典』中村紘一ほか監訳、三省堂、1996, p.129)
- (21) Loi no 95-73 du 21 janvier 1995 d'orientation et de programmation relative à la sécurité.
- (22) 前掲注(3), p.41.
- (23) *Ibid*.
- (24) 1976年にイタリア北部の都市・セベソの農薬工場でおきた爆発事故を受けて、1982年に制定された当時の EC 指令。1999年に改正 EU 指令 (セベソ II) が採択されている。
- (25) Loi no 82-1153 du 30 décembre 1982 d'orientation des transports intérieurs. *J.O.*, 1982.12.31.
- (26) Wi-Fi (Wireless Fidelity) は無線 LAN の世界規

格で、免許不要の周波数帯を用い、300フィートまでの距離で11Mbpsまたは54Mbpsの伝送速度が可能。フランスではレストランやホテル、空港など約3200箇所のホットスポットでPCやPDAなどによるインターネット接続を提供している。(巻口英司「米・西欧のWi-Fi最新事情(概要版)」。<http://www.rite-i.or.jp/syuppan/bknbhtml/kaigai_200503.html>)

(27) 政府の準備する法令案などの諮問に必ずとも、行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。

(『フランス法辞典』山口俊夫編、東京大学出版会、2002、p.112)

(28) Délibération no 2005-208 du 10 octobre 2005. CNIL ホームページ <<http://www.cnil.fr/index.php?id=1883>>. 人名データの自動処理を創設する法案は、議院に提出する前にCNILの意見を聞かなければならないことになっている(「情報処理及び自由に関する1978年1月6日の法律」第11条)。

(29) Directive 2004/82/CE du Conseil du 29 avril 2004 concernant l'obligation pour les transporteurs de communiquer les données relatives aux passager. *J.O. de l'Union européenne*, 2004.8.6

(30) Loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

(31) 「直接又は間接に、人々の人種又は民族の出身、政治的、哲学的又は宗教的意見、又は組合の所属がわかるような、並びにそれらの人々の健康又は性生活に関する個人的性格のデータ」である。この制限規定は、「情報処理及び自由に関する全国委員会(CNIL)」の意見によって審議過程で法案に盛り込まれたものである。

(32) Loi no 2003-239 du 18 mars 2003 pour la sécurité intérieure.

(33) Décision no 2005-532 DC du 19 janvier 2006. 憲法評議会ホームページ <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2006/2005532/2005532dc.htm>>

(34) Loi n° 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité. *J.O.*, 2003.11.27.

(35) Décret no 2004-1266 du 25 novembre 2004 pris pour l'application de l'article 8-4 de l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France et portant création à titre expérimental d'un traitement automatisé des données à caractère personnel relatives aux ressortissants étrangers sollicitant la délivrance d'un visa.

(36) Loi no 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication.

(37) Règlement(CE) No 2580/2001 du Conseil du 27 décembre 2001 concernant l'adoption de mesures restrictives spécifiques à l'encontre de certaines personnes et entités dans le cadre de la lutte contre le terrorisme. <<http://www.abb-bvb.be/gen/downloads/R%E8glem%2027.12.2001.pdf>>

(38) 前掲注(3), p.76.

(39) *Ibid.*

(40) 1945年11月2日のオールドナンス第45-2658号第26条で規定する人の強制退去を認める条件に関する2004年7月26日の法律第2004-735号」。1945年11月2日のオールドナンスは外国人を強制退去させることができる例外的条件として、①国の根本的利益を損なうような行為があったとき、②テロの性格をもった活動と結びついた行為があったとき、③個人の出身国又は宗教を理由として、差別又は憎悪、暴力を使喚する行動があったとき、をあげていたが、③について「特定の個人又はグループに対し、差別又は憎悪、暴力を明白かつ故意に使喚する行動を構成する行為があったとき」とより一般的な形に変えて、過激なイスラム思想を宣伝するイマムを国外強制退去させることができるようにしたのである(アンダーラインは筆者)。

(41) 前掲注(3), p.14.

参考文献

(1) 熊沢卓「フランス共和国におけるテロリズムに対する国内法的規制 1, 2」『広島法学』22巻3, 4号,

1999, pp.37-59, 61-138.

- (2) 岡部正勝、國本惣子「フランス警察行政法ノート 第2, 7, 9, 10, 11回」『警察学論集』55巻5, 12号, 2002.5, 12, pp.182-191, 143-153, 56巻4, 7, 9号, 2003.4, 7, 9, pp.212-224, 208-215, 145-158.

- (3) 門彬「4. フランス」『主要国における緊急事態への対処 総合調査報告書』（調査資料 2003-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003.6

（たかやま なおや・主任調査員）